

鳥取県登録省エネ診断員登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県内（以下、「県内」という。）で省エネルギー診断（以下、「省エネ診断」という。）を受診しやすい環境を整備し、事業所でのエネルギー使用効率の向上を図り、脱炭素経営に向けた取組を促進するため、省エネルギー診断が可能な人材を「鳥取県登録省エネ診断員」（以下、「診断員」という。）として県が登録することに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、省エネ診断、事業所及び申請者の定義は次のとおりとする。

(1)「省エネ診断」とは、診断先の事業所全体のエネルギー使用効率を改善するため、使用箇所・機器等毎のエネルギー使用量や年間を通じたエネルギー使用量の推移の可視化を行い、その運用改善及び設備更新による省エネルギー化提案を行うことをいう。

(2)「事業所」とは、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う法人（個人事業主含む）、又は団体の組織とする。

(3)「申請者」とは、診断員としての登録を受けようとする者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、以下の支援等を実施する。

(1) 省エネ診断の受診を希望する事業所への診断員の紹介

(2) 省エネ診断が可能な人材として県ホームページでの紹介

(3) ホームページや配布物等に利用するための診断員のロゴマーク等の提供

(4) 診断員への省エネルギーに関する情報提供

(診断員の責務)

第4条 診断員は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 診断員として省エネ診断及び省エネルギー啓発活動を実施し、県内事業所へ省エネの取組を広めること。

(2) 県が県内企業への省エネ診断受診促進のための事業を行う際は、診断員として積極的に業務を受諾すること。

(3) 県が提供するロゴマーク等を適切に使用することとし、その取扱いについて県が別に定める基準に従うこと。

(登録要件)

第5条 申請者は、県が指定する育成講座を受講し修了試験に合格した者であり、省エネ診断を業務として行う意欲のある事業所、もしくは、自社の省エネルギー化に取り組む事業所の経営者、役員、従業員又は職員であること。

2 県は、申請者が次の要件のいずれかを満たすと認めた場合は登録しないものとし、既に登録している者に下記事項のいずれか判明した場合は登録を取消すものとする。

(1) 申請書の記載に虚偽がある場合

(2) 申請者が暴力団の構成員であることが判明した場合

(3) 県ホームページ等での診断員及び所属事業所名の紹介を了承しない場合

(4) 第4条に規定する診断員の責務を果たすことが困難と認められる場合

(5) その他本制度の運営に重大な支障が生じると認められる場合

(登録申請)

第6条 別紙様式第1号の申請書を鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課へ提出するものとする。

2 県は、申請の内容を確認した上で登録し、申請者へ通知するものとする。

(取組の報告)

第7条 診断員は、毎年3月31日までに当該年度の診断実施状況を別紙様式第2号に記載し、県に提出するものとする。

2 診断員の所属する事業所が代理で提出する場合は、様式第3号によるものとする。

(登録内容の変更及び取消し)

第8条 登録内容に変更が生じた場合又は取消を行う場合は、別紙様式第4号の届出書を県に提出するものとする。

鳥取県登録省エネ診断員登録申請書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県登録省エネ診断員登録要綱の内容を承諾し、申請します。

1 登録者

企業名・所属	
職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	
省エネ診断実施対象	他社 ・ 自社内のみ

※担当者が登録者と違う場合は、以下に担当者名・連絡先を記載してください。
(担当者名： 電話： メールアドレス：)

2 登録者の所属する企業・団体

フリガナ	
名称	
フリガナ	
代表者 職・氏名	
所在地	〒 ー 市 町

3 添付書類

指定の講座の修了証を添付してください。

※登録者及び企業名は県ホームページに掲載します。

【提出・問合せ先】

鳥取県生活環境部 脱炭素社会推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 / 0857-26-7879 / datsutanso@pref.tottori.lg.jp

様式第2号（第7条関係）（診断員個人による報告様式）

鳥取県登録省エネ診断員実施状況報告書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

診断員 氏名
社名・団体名
職名
所在地
電話

令和 年度の鳥取県登録省エネ診断員としての活動状況を以下のとおり報告します。

1 省エネ診断の実施

実施日	対象	内容・結果等
(例)R5.4.1	福祉事業所 A 社	照明・空調・ボイラーの省エネ診断を実施し、〇〇による〇%改善案を作成。その後〇〇の更新を実施された。

2 その他の活動

実施日	対象	内容・結果等
(例)R5.4.1	自社従業員	オフィスの省エネのための勉強会を開催。〇名が参加し、電気使用量を前年同月比〇%削減。

※記載内容について、診断員の承諾を得ずに公開はしません。

【提出・問合せ先】

鳥取県生活環境部 脱炭素社会推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 / 0857-26-7879 / datsutanso@pref.tottori.lg.jp

様式第3号（第7条関係）（所属する法人・団体による報告様式）

鳥取県登録省エネ診断員実施状況報告書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度の鳥取県登録省エネ診断員の活動状況を以下のとおり報告します。

1 省エネ診断の実施

実施日	対象	内容・結果等	診断員名
(例)R5.4.1	福祉事業 所A社	照明・空調・ボイラーの省エネ診断を実施し、〇〇による〇%改善案を作成。その後〇〇の更新を実施された。	

2 その他の活動

実施日	対象	内容・結果等	診断員名
(例)R5.4.1	自社従業員	オフィスの省エネのための勉強会を開催。〇名が参加し、電気使用量を前年同月比〇%削減。	

3 診断員リスト

氏名	部署名	職

※記載内容について、貴社の承諾を得ずに公開はしません。

【担当者・連絡先】

氏名	
電話	
電子メール	

【提出・問合せ先】

鳥取県生活環境部 脱炭素社会推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 / 0857-26-7879 / datsutanso@pref.tottori.lg.jp

様式第4号（第8条関係）

鳥取県登録省エネ診断員登録内容変更・取消届出書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

診断員 氏名
社名・団体名
職名
所在地
電話

以下のとおり（（1）登録内容に変更があったので、
（2）登録を取り消したいので、） 届け出ます。

【届出事項（1）】

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

【届出事項（2）に該当する場合】

登録を取り消したい理由

【提出・問合せ先】

鳥取県生活環境部 脱炭素社会推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 / 0857-26-7879 / datsutanso@pref.tottori.lg.jp